

# 離婚届の書き方とご注意 (R8.4.1~新様式)

## 離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

石川県加賀市長 殿

受理 令和 年 月 日	
第 号	
送付 令和 年 月 日	
査票 附票 住民票 通知	

窓口または夜間窓口などへ提出する日です。

婚姻中の氏名を記入

(よみかた) 夫 かが しょうへい 妻 かが まお	
氏名 加賀 翔平 加賀 真央	
生年月日 平成 3 年 1 月 11 日 平成 5 年 4 月 30 日	
住所 石川県加賀市 石川県加賀市△△町	
(住民登録をしているところ) 〇〇町3番地1号 1丁目2番地	
本籍 石川県加賀市〇〇町3番地1	
(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 加賀 拓哉 翔平	
父母及び養父母の氏名 父 富山 一郎 続ぎ柄 二男 父 山中 慎吾 続ぎ柄 長女	
父母との続ぎ柄 母 加賀 愛子 続ぎ柄 養父 加賀 拓哉 続ぎ柄 長女	
離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏に <input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍 石川県加賀市△△町1丁目2番地 筆頭者の氏名 山中 真央	
未成年の子の氏名 加賀 桜 加賀 翔	
親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

日中、連絡のできる番号を記入してください。

連絡先 電話 ( ) 自宅・勤務先 [ ]・携帯

### ☆ 持参するもの ☆

- ◇提出に来た人のマイナンバーカード等の顔写真のついた本人確認書類
- ◇転出証明書(旧住所地から2週間以内に発行されたもの) \*加賀市に転入する場合 ……①
- ◇マイナンバーカード(加賀市に住所のある方のみ)
  - \* 離婚届により氏、住所が変更になる場合、カードに記載します。
- ◇離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)…婚姻中の姓を離婚後も名乗りたい方…②
- ◇調停調書(審判書、和解調書、認諾調書、判決書等)の謄本および確定証明書(確定証明書は審判、判決の場合のみ)
  - \* 協議離婚でない場合(調停、審判、和解、認諾、判決等による離婚)

住所変更するときは、別に「住民異動届」が必要です。……①

この欄は、必ず旧姓にもどる方が記入してください。\*離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合は空欄にし、必ず別の届書と一緒に提出してください。……②

協議離婚の場合で親権者の定めをした場合は、それぞれが内容を確認し、チェックしてください。

書き間違いは、訂正線を引いて書き直してください。

「もとの戸籍にもどる」の場合、婚姻前の本籍と筆頭者の氏名を記入

旧姓で記入

同居の期間	平成 29 年 5 月 から 令和 6 年 2 月 まで
別居する前の住所	石川県加賀市〇〇町3番地1号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
その他	

必ず本人が婚姻中の姓で自署してください。押印は任意です。

届出人署名 夫 加賀 翔平 (加賀) 妻 加賀 真央 (※押印は任意)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意) 加賀 太郎 金澤 華子 (金澤)	
生年月日 昭和25年10月8日 昭和30年12月18日	
住所 石川県金沢市 石川県野々市市	
〇〇-丁目7番地1号 ×××町8番地2	
本籍 石川県加賀市 石川県金沢市	
〇〇町7番地 ##二丁目6番地	

協議離婚の場合、成年の証人が2人必要! 本人が必ず自筆署名してください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 離婚後の子育ての分担について  
 取り決めている。 □まだ、決めていない。  
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」  
 親子交流について  
 取り決めている。 □まだ、決めていない。  
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んで交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情によりしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 取り決めている。 □まだ、決めていない。\*未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

協議離婚の場合、該当する項目に□を記入してください。\*取り決めている場合でも、受付はできます。

### ☆ 記入の際の注意 ☆

- \* 氏名は戸籍に記載されている文字で記入してください。
- \* 文字は略さずに丁寧に書いてください。消えるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- \* 婚姻中の姓を離婚後も名乗りたい方は、別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。……②
- \* 届書の提出の際に本人確認ができなかった当事者の方には、郵送で受理したことをお知らせしています。

### 時間外対応について

- \* 戸籍の届出を、休日・夜間でも宿日直室(市役所東側入口からお入りください。)で受付けておりますが、届書に不備等があった場合、ご連絡することがありますのでご了承ください。
- また、休日・夜間に出される場合は、窓口課で届書の事前確認をするようお願いいたします。
- \* 加賀市以外に提出される方は、提出される市区町村に受付時間や場所等のご確認をお願いいたします。